



Nippon Cargo Airlines

NCA Line Maintenance Hangar,
Narita International Airport, Narita-shi,
Chiba 282-0011, Japan
Tel: 0476-30-3001 Fax: 0476-30-3844

2013年12月 NCA 編集

PI 965 リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池 (UN3480) の改訂点

		Class 9 危険物としてのセル又は電池		適用除外セル又は電池
		Section IA	Section IB	Section II
セル及び組電池の種別		セル及び組電池の種別。 1) 20Wh を超えるセル 2) 100Wh を超える組電池 3) Section IB に該当する種別のセルまたは組電池で Section IB の制限値をこえるもの。	セル及び組電池の種別。 1) セル及び組電池で、ワット時定格値が 2.7Wh を越えないもの。 2) セルで、ワット時定格値が 20Wh を超えないもの。 3) 組電池で、ワット時定格値が 100Wh を超えないもの。	セル及び組電池の種別。 1) セル及び組電池で、ワット時定格値が 2.7Wh を超えないもの。 2) セルで、ワット時定格値が 20Wh を超えないもの。 3) 組電池で、ワット時定格値が 100Wh を超えないもの。
制限	1 梱包に収納出来る、セル又は組電池の数	制限なし	この種別に該当する電池で、1 梱包当たりのセル又は組電池の数が Section II の制限を超える時、Section IB (Class 9 Dangerous Goods)として輸送しなければならない。	上記 1), 2) and 3)それぞれについて 1) 個数制限はなし 2) セルは 8 個まで 3) 組電池は 2 個まで Note: 異なる種別の電池を同一梱包に収納する事は禁止。
	1 梱包に収納出来る、電池の重量	旅客機: 5kg 貨物機: 35kg	パッケージのグロス重量が 10kgG を超えてはいけない。	上記 1), 2) and 3)それぞれについて 1) 1 梱包当たり 2.5kg まで 2) 制限なし 3) 制限なし
国連テスト		セル及び組電池は、国連 38.3 テストに合格している事。	セル及び組電池は、国連 38.3 テストに合格している事。	セル及び組電池は、国連 38.3 テストに合格している事。
危険物申告書		必要	必要*(*参照)	不要
運送状への記載要件		“Dangerous Goods as per attached Shipper’s Declaration” and “Cargo Aircraft Only” (該当する場合)。通常危険物と同様。	“Dangerous Goods as per attached Shipper’s Declaration” and “Cargo Aircraft Only” (該当する場合)。通常危険物と同様。	“Lithium ion Batteries in compliance with Section II of PI 965”.
追加書類		不要	<ul style="list-style-type: none"> ● パッケージがリチウムイオンセルまたは電池を含んでいる事。 ● パッケージにダメージを受けた時、火災の危険性がある為、取り扱いに十分注意が必要である事。 ● パッケージがダメージを受けた時の取り扱い手順、これには検査、再梱包手順なども含む。 ● 追加情報が必要な時の連絡先電話番号。 ** (**参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ● パッケージがリチウムイオンセルまたは電池を含んでいる事。 ● パッケージにダメージを受けた時、火災の危険性がある為、取り扱いに十分注意が必要である事。 ● パッケージがダメージを受けた時の取り扱い手順、これには検査、再梱包手順なども含む。 ● 追加情報が必要な時の連絡先電話番号。
国連規格容器の使用		必要。(PG II の要件を満たすもの) 但し、12kg 以上の組電池で、耐衝撃性の強固な外装ケースに収納されている時、強固な外装容器に収納し、発地国当局の承認の下、輸送が認められる。この場合、当局の承認書が添付されていないと認められない。	不要。但し、外装容器は、1.2m の落下試験に合格している事。	不要。但し、外装容器は、1.2m の落下試験に合格している事。
クラス 9 危険性ラベル貼付		必要	必要	不要
リチウム電池取り扱いラベルの貼付		不要	必要	必要 (次ページへ続く)

	Section IA	Section IB	Section II
NOTOC への記載 (航空会社への要件)	必要	必要	不要
危険物規則書の その他の全ての要件	適用する。	適用する。	適用しない。 (但し PI 965 の要件を満たし、関連する特別規定は確認が必要。)
教育訓練要件	受講が必要 (荷主も含む)	受講が必要 (荷主も含む)	取扱者へ業務遂行の為の必要な指示が出されている事。但し教育要件は必須ではない。
チェックリストを使用して の受託チェック (航空会社への要件)	必要、通常危険物用のチェックリストを使用する。	必要、通常危険物用のチェックリストを使用する。	不要
荷主、フォワーダーによる プリビルド ULD への搭載	不可	不可	可能

Section IB の注意点

***2014年3月31日までは、旧方式の追加書類を危険物申告書の代わりに使用することができます。**

《危険物申告書の記載方法》

重量は**総重量**を記載ください。

IB の記載は包装基準番号の後、または、Authorization 欄 2つのうちどちらかへ記載ください。

****追加書類の記載文言**は、「危険物申告書の Additional Handling Information 欄」、「航空運送状」、または「お客様独自の書類」のいずれかに記載いただけます。

実際の記入例は別添「危険物申告書への記入例」をご参照ください。

注意: NCA は上記 表の内容について、何ら責任を負う立場にはありません。詳しくは IATA 危険物規則書をご参照下さい。